

美祢市一般廃棄物処理基本計画
(概要版)

令和2年3月

美 祢 市

目 次

計画の趣旨

- 1 計画策定の位置づけと計画期間 1
- 2 計画の性格と役割 1

地域の特性

- 1 位置及び地勢 2
- 2 人口と世帯数 2

ごみ処理基本計画

- 1 ごみ排出量 3
- 2 資源化（リサイクル）と最終処分 5
- 3 ごみ処理に関する課題 6
- 4 計画の目標 7
- 5 目標達成に向けた基本方針 9
- 6 施策の体系 10

生活排水処理基本計画

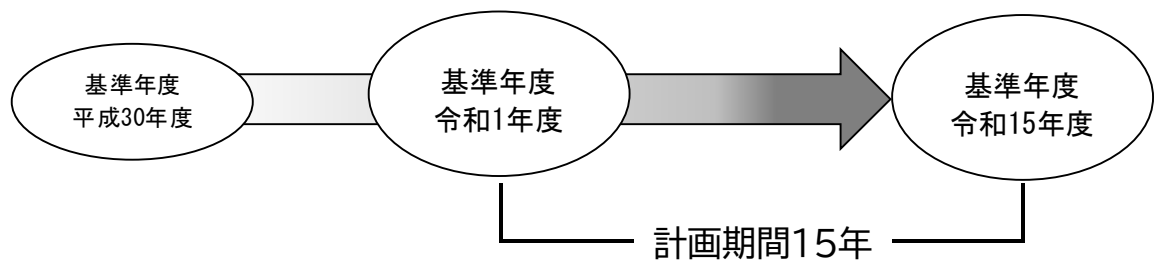
- 1 生活排水処理の現状 11
- 2 生活排水処理に関する課題 12
- 3 計画の目標 12
- 4 生活排水処理の計画 12
- 5 生し尿及び浄化槽汚泥の処理計画 12

計画の趣旨

1 計画策定の位置づけと計画期間

- 美祢市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、美祢市（以下「本市」という。）のごみ処理及び生活排水処理について、その基本方針を定めたものである。
- 本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市町村が策定を義務付けられている長期計画で、国の法律・計画、山口県の計画及び第二次美祢市総合計画と整合したものである。
- 本計画は、令和元年度を初年度とし、令和15年度を目標年度とする15か年計画とする。また、概ね5年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うものとする。

図1 本計画の期間



2 計画の性格と役割

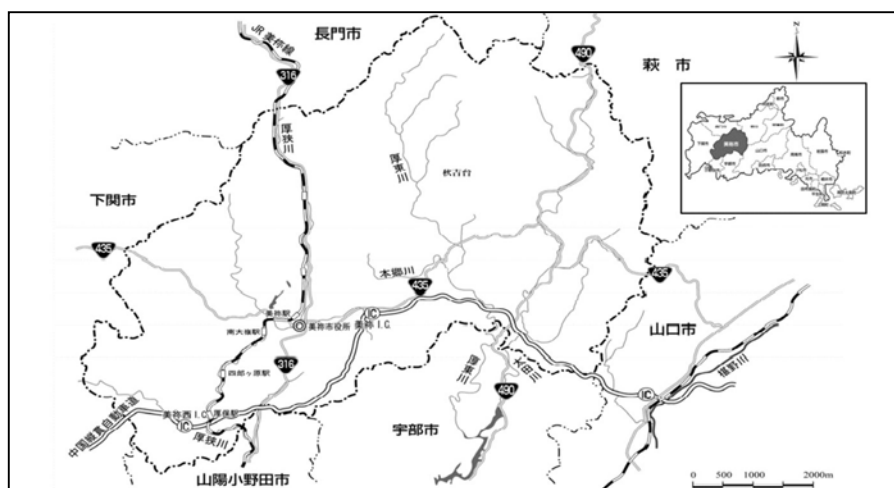
- 本市は、平成20年3月1日に旧美祢市、旧美東町、旧秋芳町の3市町で新設合併した。
- 本計画は、本市が長期的、総合的視点に立って循環型社会形成を推進するために実施すべき施策・事業の基本方針等を示し、また、今後の環境行政執行のための目安を設定したものである。
- したがって、本計画をよりどころとしつつ、市民・事業者・行政が一体となって、実効性がある一般廃棄物処理・循環型社会形成に関する施策の推進を図るものとする。

地域の特性

1 位置及び地勢

- 本市は、山口県西部のほぼ中央に位置し、山々に囲まれた高原地にあつて、日本最大級のカルスト台地「秋吉台」や日本屈指の大鍾乳洞「秋芳洞」をはじめとする悠久の時の流れを感じる大自然を有しており、市内全域が「Mine 秋吉台ジオパーク」として日本ジオパークに認定されている。
- 地勢的には、東に石灰岩台地、西に石灰層を含む中小起伏に富んだ山地が広がっており、南北に厚狭川、厚東川、大田川が流れている。

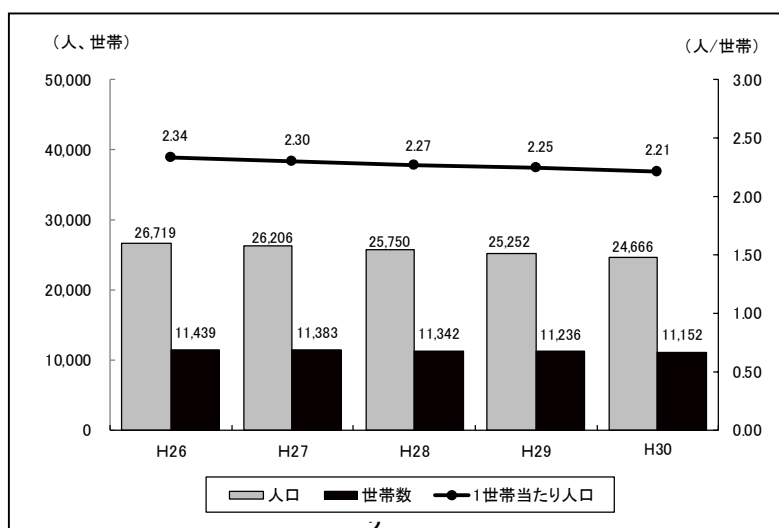
図2 位置図



2 人口と世帯数

- 本市の人口平成30年10月1日現在で約25,000人であり、経年的に減少傾向にある。
- また、世帯数も減少傾向を示し、平成30年10月1日現在で11,152世帯となっている。

図3 人口及び世帯数の推移



ごみ処理基本計画

1 ごみ排出量

●本市のごみ排出量は毎年減少傾向を示していたが、平成30年度には前年度から増加傾向となっている。

図4 ごみ排出量の推移

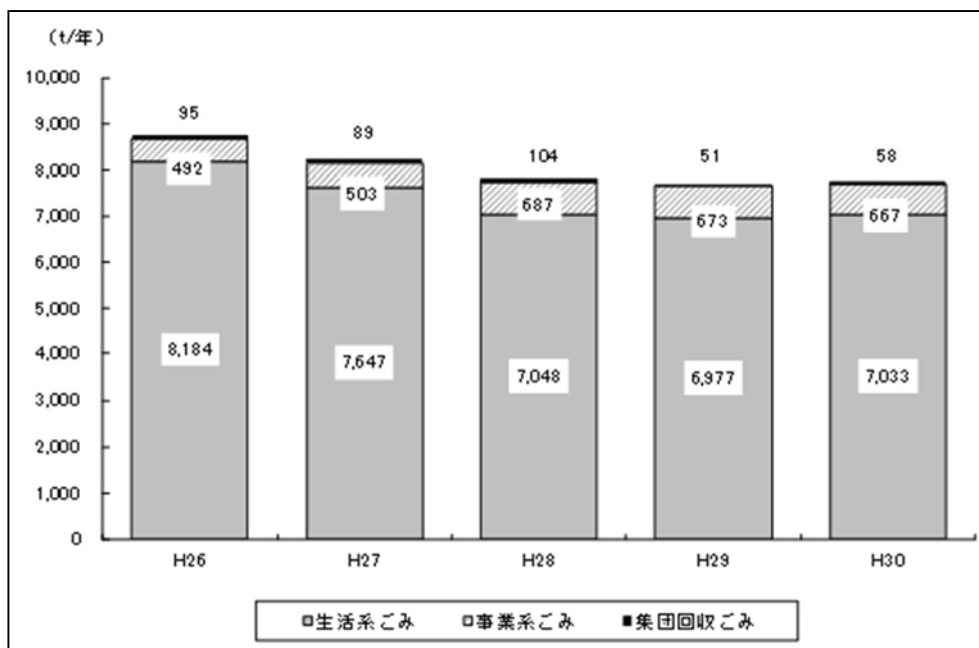
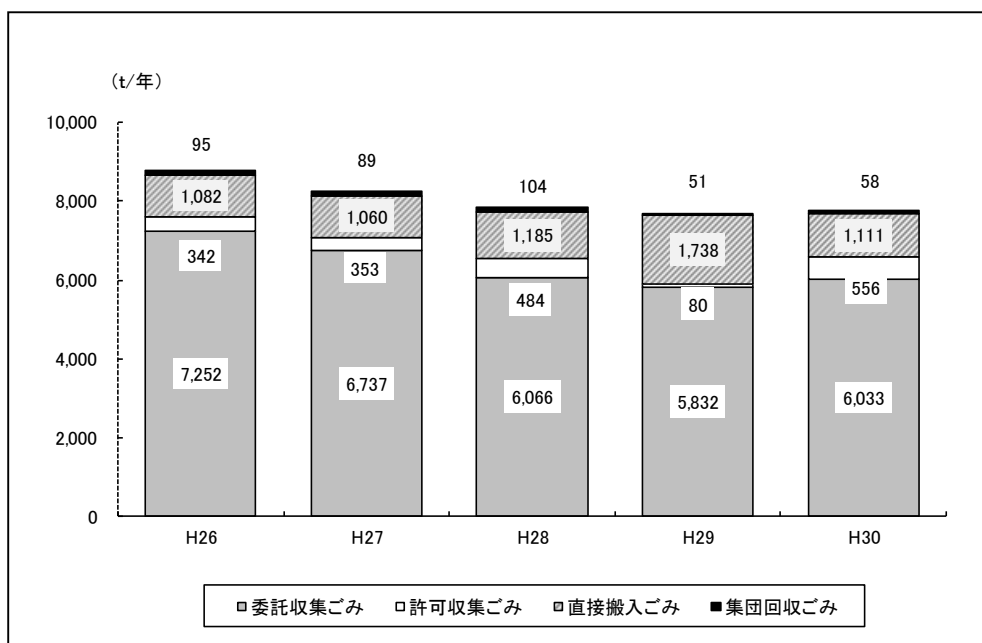
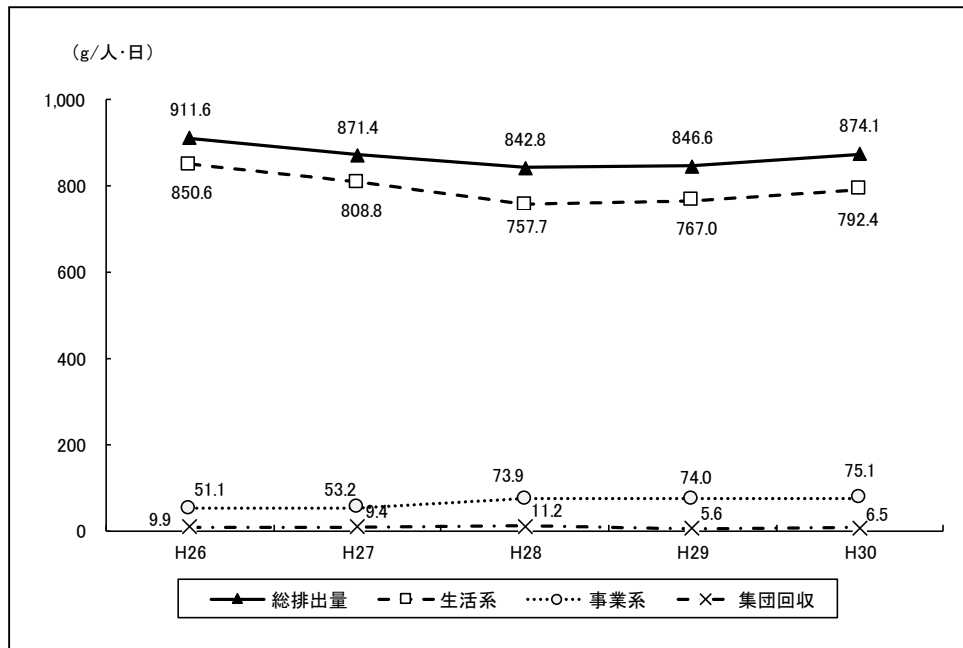


図5 排出形態別排出量の推移



●1人1日当たり排出量は、総排出量及び生活系ごみは減少傾向を示していたが、平成30年度には前年度から増加傾向に転じており、事業系ごみは毎年増加傾向となっている。また、集団回収ごみも増減を繰り返しながら減少傾向となっているが、平成30年度には前年度から増加に転じている。

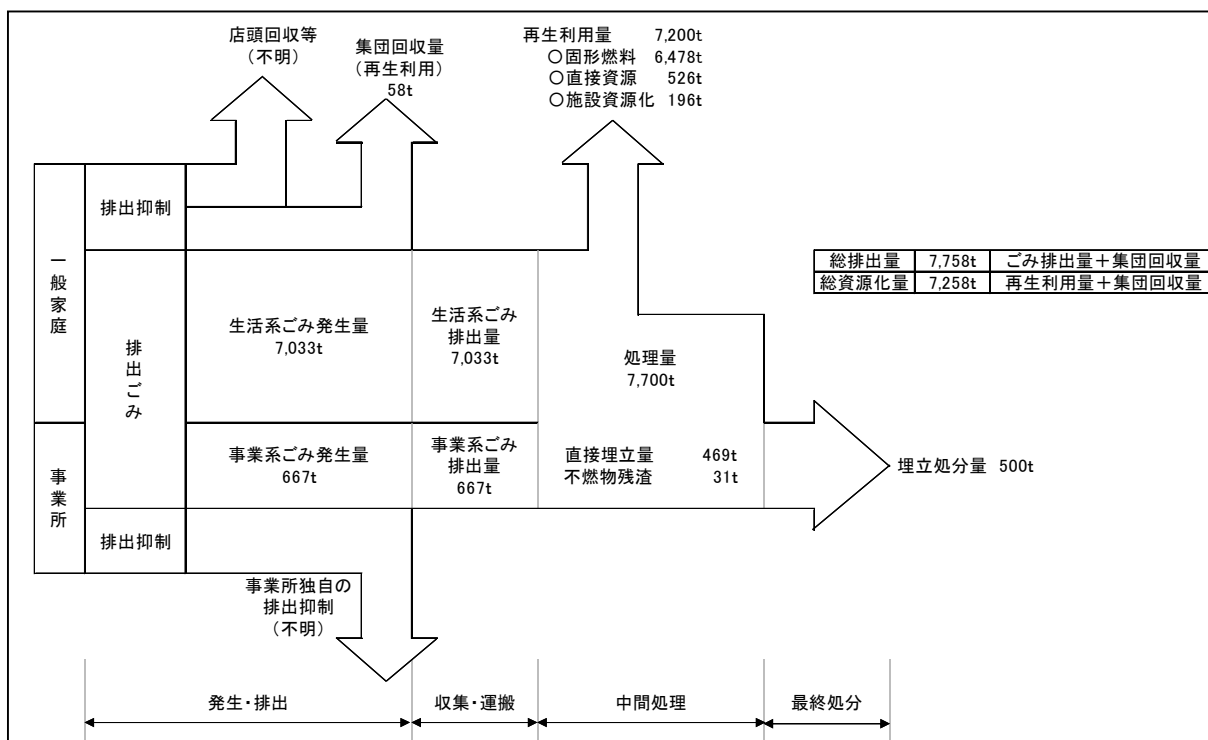
図6 市民1人1日当たり排出量の推移



2 資源化（リサイクル）と最終処分

- 本市で排出されるごみの資源化（リサイクル）は、紙類、金属類、ビン、ペットボトルなどの分別収集や、処理施設での資源回収（固形燃料：RDF）により行われており、平成30年度の総資源化量は7,258tとなり、資源化率（リサイクル率）は93.6%である。
- また、最終処分量は施設での中間処理残渣及び直接埋立されるごみであり、平成30年度の最終処分量は500tとなり、最終処分率は6.44%である。

図7 リサイクルと最終処分



3 ごみ処理に関する課題

- 本市のごみ総排出量は、過去5年間で減少傾向であったが、平成30年度に増加傾向に転じている。しかしながら、全国平均や県平均と比較してもまだ小さい値となっている。ただし、生活系ごみ排出量が減少傾向とは言え全国平均や県平均と比較して大きな値であることから、今後はさらなる減量化に取り組むことも大事である。
- 本市では、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの4種分別を行っており、その多くが再生利用されている。ただし、旧市町ごとに若干の分別区分が異なることから、今後は市域全体で分別区分や収集方法を統一することが望ましい。
- 本市の再生利用率は平成30年度で93.56%と、全国平均、県平均はと比較しても極めて高い水準にある。今後は、現在の処理（再資源化）体制を維持するとともに、分別の徹底による再生利用率のさらなる向上に努めることが望ましい。
- 固形燃料化されないごみは、旧市町ごとに処理の方法が異なっている。ごみ処理の効率化を進めるためには、市域全体で統一した処理体系を構築することが望ましい。また、既存施設の延命化や安定処理を行うために、適正な維持管理を行うことが必要である。
- 本市の最終処分場へ埋め立てられる廃棄物は極めて少なく、既存処分場の残余年数も平成30年度時点で20年以上ある。今後も安全で安定的な埋立処分を行うために、適正な維持管理を行うことが必要である。
- 本市においては、適正な処理を行うことが困難な品目（市が収集・処理を行わないごみ）を定めている。しかしながら、排出者側での処理も難しいことから不法投棄等の問題にも関係してくるものでもあると考えられる。これらの廃棄物については、専門業者や販売店に引き取って貰うことや中古品としてリユースすることについて、より一層の広報・啓発活動を行う必要がある。

4 計画の目標

- 本計画の目指すべき姿は引き続き「自然と共生したまちづくり」とし、基本理念も「3R（スリーアール）の推進」とする。

目指すべき姿

自然と共生したまちづくり

基本理念

3R（スリーアール）の推進

- ごみの排出抑制目標は、第二次美祢市総合計画の目標指標や国、県の目標（平成27年度）を見据えながら、本市における実現可能な値として、計画目標年度におけるごみ総排出量の削減目標を以下のとおり設定する。

排出削減目標

ごみ1人1日当たり総排出量については以下の目標を目指す

○令和8年度で815.8g/人・日以下

○令和15年度で803.2g/人・日以下

図8 排出削減目標（ごみ1人1日当たり総排出量）

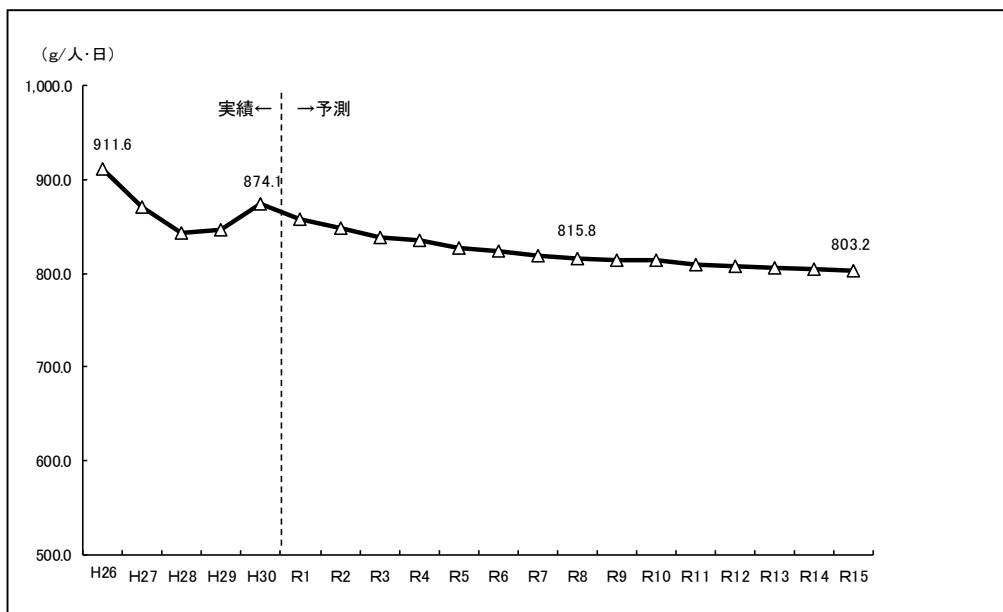
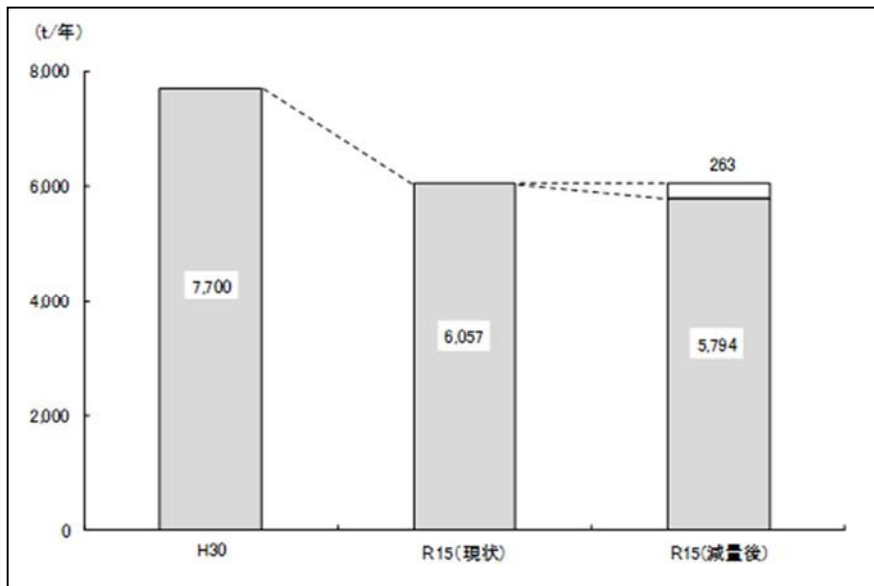


図9 排出削減目標（ごみ総排出量）



●資源化率は現状の体制を維持することで再生利用率を高い水準のまま維持する。

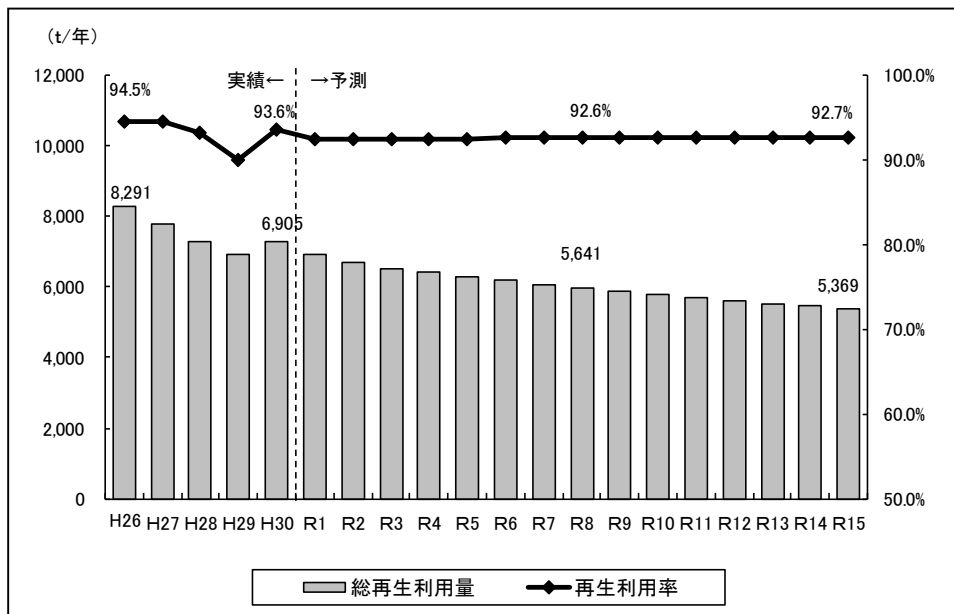
資源化（リサイクル）の目標

資源化率については以下の目標を目指す

○令和 8 年度で 92.6%

○令和 15 年度で 92.7%

図10 排出削減目標（資源化（再生利用）率）



5 目標達成に向けた基本方針

●本計画における基本方針は、以下の3つとする。

基本方針

- ①排出抑制の推進
- ②再使用・再生利用の促進
- ③適正処理の推進

●本市から排出されたごみの処理主体を、排出・収集運搬・中間処理・最終処分の工程ごと、さらにごみの種類別に明確化する。

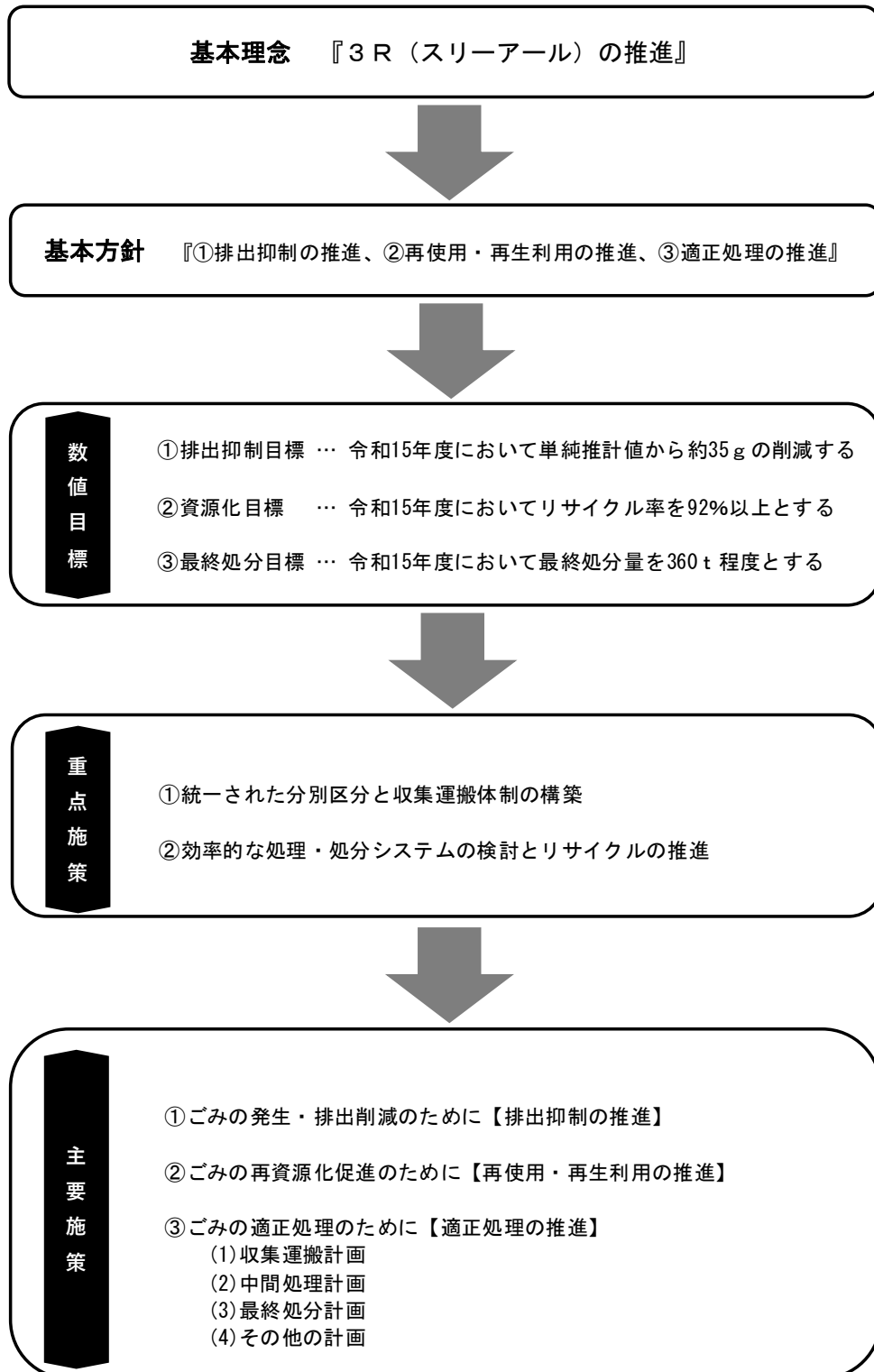
表1 ごみの処理段階ごとの処理主体

区分		排出	収集運搬	中間処理	最終処分
対象一般廃棄物	収集ごみ	市民 (本市が支援)	本市	本市	本市
	直接搬入ごみ	市民事業者	市民事業者		

6 施策の体系

●本計画の施策は、循環型社会を形成するために、市民・事業者・行政が連携して取り組むものとする。このため、基本方針に示された「①排出抑制の推進」「②再使用・再生利用の推進」「③適正処理の推進」を柱とした施策を展開していくものとする。

図 11 施策の体系

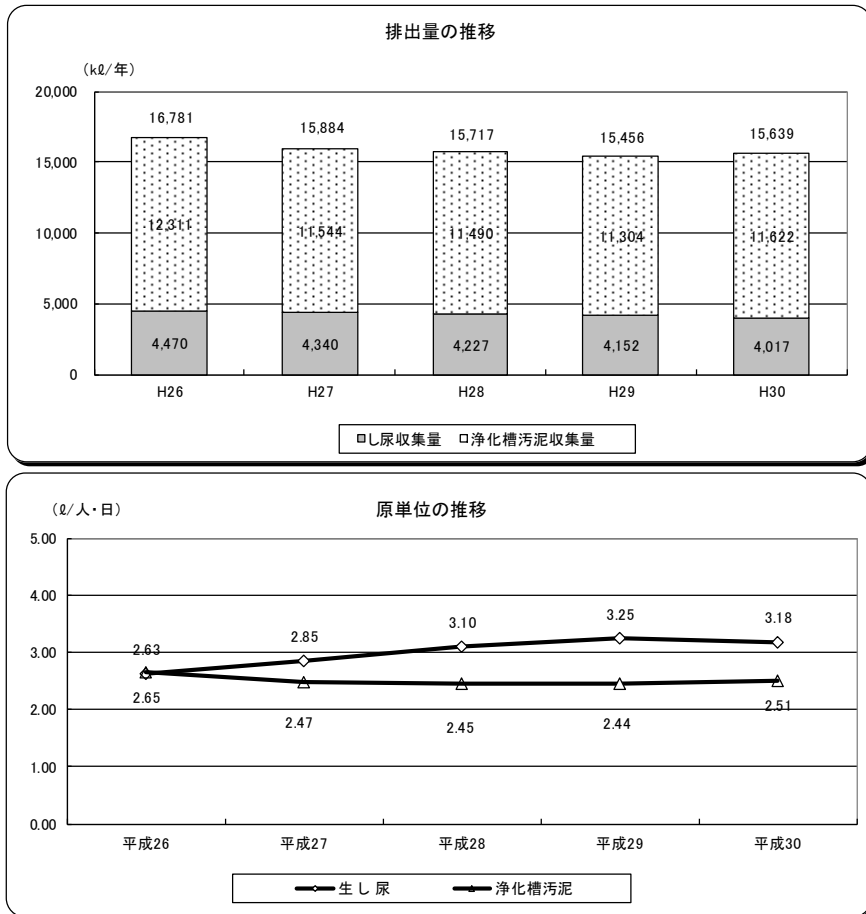


生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状

- この生活排水の処理は、各家庭から配水管で処理場に集めて処理する公共下水道、農業集落排水処理施設及びコミュニティプラントと、家庭ごとに個別で処理する合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で行っている。
- くみ取りし尿（生し尿）と浄化槽の汚泥は、本市のし尿処理施設にて処理している。
- 生し尿と生活雑排水を合わせて処理する生活排水処理人口は、公共下水道、農業集落排水施設の普及に反し、総人口の減少により減少している。
- 総人口に対する生活排水処理人口の割合（生活排水処理率）は年々上昇してきており、平成30年度は77.7%となっているが、平成29年度全国平均の90.9%と比べると、まだ低い状況である。
- 生し尿及び浄化槽汚泥の合計排出量は横ばい傾向にあるが、内訳はし尿が減少傾向、浄化槽汚泥はやや横ばい傾向である。
- 生し尿の一人一日当たり排出量（原単位）はやや増加傾向を示し、及び浄化槽汚泥の一人一日当たり排出量（原単位）は横ばい傾向にある。

図12 生し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移



2 生活排水処理に関する課題

- 生活排水処理に関しては、集合処理型施設の整備推進、個別処理施設の整備推進及び生活排水対策の啓発である。
- 生し尿及び浄化槽汚泥の処理に関しては、適正な収集体制の維持及び適正処理処分体制の維持である。

3 計画の目標

- 基本理念・目標は、より一層の下水道などの生活排水処理施設区域内において水洗化されていない家庭及び下水道、農業集落排水処理施設及びコミュニティプラント処理区域外の生活排水をも衛生的に処理することを基本理念とし、公共用水域の水質保全を図っていくものとする。
- 基本方針は、①生活排水処理率の向上を目指し、合併処理浄化槽の効率的な整備を行う、②排出される生し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理するものである。

4 生活排水処理の計画

- 生活排水処理区域は、各処理施設や地域の特性、地域の要望等を踏まえて、効率的に生活排水処理が行えるように公共下水道、農業集落排水処理施設及びコミュニティプラント施設への接続を推進し、合併処理浄化槽の整備、推進を図っていくものとする。

5 生し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

- 老朽化したし尿処理施設（衛生センター）の延命化事業を令和4年度～5年度に実施し、二酸化炭素排出抑制を積極的に行う。
- 収集運搬計画に関しては、生し尿及び浄化槽汚泥の効率的で適正な収集運搬に努める。
- 中間処理に関しては、生し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を推進する。
- 最終処分に関しては、適正に最終処分を行うものとする。